姫路市老朽危険空家等の対策に関する条例の改正(案)について

1 条例の現状と課題

(1) 条例の現状

姫路市老朽危険空き家等の対策に関する条例は、市民の安全で安心して暮らすことが できる生活環境の保全を目的として、平成29年7月1日に施行されました。

当条例では、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以 下「法」といいます。) に規定される"特定空家等"のうち、"倒壊等保安上著しく危険 となるおそれのある状態のもの"で、一定の基準に合致するものを"特定老朽危険空家 等"と定義し、特定老朽危険空家等に対する措置として、主に下記の4つの独自規定を 定め、法を補完するものとして運用を行ってきました。

- 周辺への早期の注意喚起・・・・・・・・ 認定時の現地表示
- 所有者へ早期対応を促す・・・・・・・ 勧告時の公表
- 〇 倒壊等の危険が切迫している時の対応・・・・ 措置期間の短縮
- 〇 緊急時の対応・・・・・・・・・・ 応

令和2年度末における、条例に基づく施行実績は次のとおりです。

○認定時の現地表示・・・・ •••10件 0 勧告時の公表・・・・・ O件 措置期間の短縮・・・・・ O件 置・・・・ 4件 措

なお、特定老朽危険空家等の認定(現地表示)10件の内訳は次のとおりです。

除却済・・・・略式代執行・・・・・・・・・・・

・・所有者等による自主的な除却・・・・・ 4件

. 5件

(2) 条例の課題

条例の施行により、特定老朽危険空家等の認定や、応急措置は基準の明確化による適 切な対応が可能となり、未然の倒壊防止が促進された一方、約半数が未だ安全措置を実 施できていない状況となっています。

所有者自身による自主的な安全措置の実施が促進されるような規定の創設が必要とな っています。

2 条例改正(案)の考え方

所有者等の自主的な安全措置への誘導を促進するための規定を追加します。

条例制定当初は、周辺への危険性を未然に防ぐ観点から、所在地等のみ公表し、懲罰的に氏名・住所を公表する規定は設けておりませんでした。

空き家の撤去等は、あくまで所有者等の責任の下実施されるべきものですが、所有者 意識が希薄で、放置されている事例も相当数あります。

そこで、特定老朽危険空家等については、命令時に氏名・住所を公表する規定を設け、 自主的な安全措置の促進を図ります。

3 条例改正(案)の概要

条例改正(案)の概要は、次のとおりです。

なお、条例改正後における一般的な**老朽危険空家等対策の流れ**を<mark>別図 1</mark> として添付しています。

■ 特定老朽危険空家等の命令時の氏名、住所(全ての対象者)の公表

市長が行った命令に、特定老朽危険空家等の所有者等が正当な理由なく措置を講じない場合は、氏名・住所(全ての対象者)を公表することができる旨を規定します。(命令実施前であれば、既存物件も対象となります。)

4 条例改正による期待される効果

- ・氏名・住所の公表を回避したい所有者等の早期の自主的措置が期待できます。
- ・利害関係者が、連絡先を把握し、直接所有者等と協議することが可能となります。

5 施行(予定)期日

令和5年7月1日施行(予定)とします。

◇老朽危険空家等対策の流れ

